誓　約　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

半　田　市　長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

半田市　　　　町　　　丁目　　　番地において使用するグリース阻集器の維持管理については、下記事項を遵守します。

記

１ バスケットに溜まったゴミ(たい積残さ)は毎日除去し、一般廃棄物として処理します。

２ 阻集グリース除去を週に　　　回以上（多い場合には毎日）、専門業者による阻集器

全体の清掃を6カ月に１回以上行います。

３ 除去したグリース及びたい積残さは、産業廃棄物として処理します。